

静岡県公安委員会規則第11号

静岡県公安委員会等の所管する法令に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年5月28日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

静岡県公安委員会等の所管する法令に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

静岡県公安委員会等の所管する法令に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年静岡県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第5条第1項及び第2項並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、公安委員会等に対して行われる申請等及び公安委員会等が行う処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合の方法その他必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用して行う場合の方法その他必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項 <u>（これらの規</u></p>

登記官が作成したもの

エ (略)

- 2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）において使用する用語の例による。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 情報通信技術利用法第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項の申請等をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会等が定める技術的基準に適合するものに限る。）から入力して行うものとする。

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、前項の電子計算機から入力し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するものとする。

定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定により登記官が作成したもの

エ (略)

- 2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）において使用する用語の例による。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機（公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）から入力し、又は送信して行わなければならない。

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、前項の電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。この場合において、書面等に記載されている事項又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信するときは、当該電磁的記録を作成した年月日時を当該電磁的記録に記録して行わなければならない。

- 3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電

3 法令の規定により同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第1項又は第2項の規定により、当該数通の書面等のうち1通に記載され若しくは当該数通の電磁的記録のうち1通に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され若しくは電

子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、次の各号のいずれかの措置を講ずるときは、この限りでない。

(1) 別表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置

(2) 公安委員会等が指定する方法により、申請等を行った者を確認するための措置

4 法令の規定により同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第1項又は第2項の規定により、当該数通の書面等のうち1通に記載され若しくは当該数通の電磁的記録のうち1通に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載さ

磁的に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたものとみなす。

4 第1項の規定により申請等が行われる場合において、第2項の併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録について、当該書面等又は電磁的記録に記載すべきこととされている事項を確認するための措置が講じられるときは、当該書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができる。

(申請等の到達時期)

第4条 前条第1項の規定により行われた申請等は、同項の公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該公安委員会等に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 公安委員会等は、情報通信技術利用法第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する行政機関の使用に係る電子計算機のうち公安委員会等の使用に係るものに備えられたファイルに記録するものとする。

(処分通知等の到達時期)

第6条 情報通信技術利用法第4条第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用法第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会の定めるものは、次に掲げる

れ若しくは電磁的に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第4条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名

ものとする。

(1) 申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信する措置

(2) (略)

2 情報通信技術利用法第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会の定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置とする。

を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置とする。ただし、次の各号のいずれかの措置を講ずるときは、この限りでない。

(1) 別表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、第3条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置

(2) (略)

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第5条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、第3条の規定により申請等を行う者は、書面等（前項に規定する

(手続の公表)

第8条 公安委員会は、公安委員会等が情報通信技術利用法の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により手続等を行わせ、又は行うこととするときは、あらかじめ、当該手続等の根拠となる法令の名称、条項その他公安委員会等が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 (略)

附 則

(略)

部分に限る。)を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

(手続の公表)

第6条 公安委員会は、公安委員会等が情報通信技術活用法の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により手続等を行わせ、又は行うこととするときは、あらかじめ、当該手続等の根拠となる法令の名称、条項その他公安委員会等が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第7条 (略)

附 則

(略)

別表 (第3条、第4条関係)

法令	規定
<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）</u>	<u>第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項</u>
<u>警備業法（昭和47年法律第117号）</u>	<u>第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u>
<u>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）</u>	<u>第10条第3項</u>
<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）</u>	<u>第5条第1項及び第8条第1項</u>
<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）</u>	<u>第17条第1項</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。